

建築家資格制度の現在 そして課題

—JIAが推進する制度、理想はJIAを包摂すること—



近藤 昇

本部建築家資格
制度実務委員会
委員長

安達治雄

職能・資格制度
委員会 前委員長

内野輝明

職能・資格制度
委員会 委員長

建築家の認定・登録は公的機関か第三者機関で

医師や弁護士などと同様に、建築家という職能は本来、国家資格で定めるべきところ、日本ではこれが未制定という状況にある。その中で、この「建築家資格制度」は、**国家資格のモデル**としてグローバルな建築家の基準を示すことで国による制定を促すという企図が発端にある。

モデル運用とはいえ、あるいはモデルであるがゆえにこそ、「登録建築家」の認定は少なくとも第三者性のある透明なシステムに依ることが求められる。いずれの国の建築家資格制度においても、資格者を認定するのが同業者団体ではなく公的機関または第三者機関であるのは、身内保護による癒着の構図へすなわち社会にとっての利益相反へを避けるためである。社会から見れば職能団体は同業者同士であって、資格申請者の身内だからである。

登録建築家はCPD未修が許されない

JIAが正会員入会をもって「建築家としての資格あり」と定めるのでは上記の身内による認定となる。資格制度のモデルにはなり得ないし、透明性も無い。

事実、JIA正会員はCPD（継続職能研修）を所定単位履修すべきことが会員規程で定められているが、登録建築家でない正会員のCPD履修率は低く、また民法上、履修しなくても正会員資格を失わない。

一方、登録建築家は、CPDの履修単位が不足すると資格の更新ができず、（認定は消えないが）登録削除となるので、制度的に公益保護水準の維持が機能している。

JIA正会員であるだけでは自動的にUIA基準を満たす建築家とは認定できない理由の一端である。

建築家資格制度の運営者は建築家登録認定機関

「登録建築家」を有資格者の呼称とするこの建築家資格制度の運営主体は、**建築家登録認定機関**である。前記のように、本来は独立した第三者機関であるべきところ、現在は第三者性の趣旨を踏まえつつも、財政上、公益社団法人であるJIAの内部に未だ組み込まれており、そのことによって複数の課題を内包している。（後述）

この認定機関の中に**建築家認定評議会**があって申請者の資格認定を行うが、認定審査の第三者性を得るために、評議員の過半を建築関係者以外で構成するという規則になっている。

この点は、日本建築士会連合会の専攻建築士制度に設けられている認定評議会でも同様である。こちらは医師における専門領域表示の必要性と同様に、建築士にも専攻表示が受益者保護のために必要であるという趣旨で創られた制度であるが、その中の「統括専攻建築士」は、技術面に限っては、登録建築家と重なる部分も多い。

課題1：JIAの定款との関係

建築家登録認定機関は第三者性を保ちつつも、認定評議会や補助組織の人選にJIAの理事会承認を要する等、現在もJIA内組織として、その定款の制約を受ける。

一方、建築家資格制度に登録すべきJIAの正会員の側は、民法上、正会員の条件として定款に定められている内容以上のものを求められることはなく、あるいは除名処分も定款に書かれている場合を除いては無い。ゆえに会員規程にある「正会員は（中略）継続職能研修を受けるものとする」「正会員は（中略）建築家認定評議会による登録建築家資格の認定を受け、建築家登録認定機関に登録するものとする」という条項はいずれも、これを満たさなくてもJIA正会員資格を失うことはなく、あるべき当然の姿を示す規程ではあるが、強制力が弱い。—(1)

その間、資格制度では、JIA会員であろうと、更新条件を満たさなければ登録削除となる。—(2)

この(1)と(2)が、JIA正会員の建築家資格登録の総数が伸び悩む理由、ひいては認定登録機関が財政的に独立できない理由の一部となっている。

この構図からの根本的な脱却には、次の定款改正の機会に認定・登録を義務づけるか、または登録建築家の数が（JIA外も含め）倍以上になることで、登録認定機関が独立した組織として財政的に成立するか、いずれかの変化を待たねばなるまい。どちらも実現するのが本来の姿である。

課題2：JIAの正会員資格との混同の整理

JIAの正会員資格は社団法人の構成員資格すなわち「メンバーシップ」であり、一方、登録建築家はモデルとは言え、職能資格すなわち「ライセンス」である。日本語ではいずれも「資格」となるが、意味・本質が異なる。

現在はまだ少数例とはいえ、提案競技参加への実績要件の代替として登録建築家が認められたケースに示されるとおり、資質や能力の証明が「ライセンス」である。

この説明だけでも「**二重資格**」という印象が誤解からくるものであるのが明らかだが、それでも資格制度への登録を不要と考える方々は、現時点でのネームバリュー、つまりは効用のみを重視しているのかもしれない。当然ながら「日本建築家協会」のほうがはるかに知名度があるため、メンバーシップのみで社会的信用を得られるし、名刺にそれを表示できれば良い、ということではないか。

そうであれば、登録建築家の知名度向上と、資格取得の効用の開発とが、この資格制度の大きな課題であることが解る。実際、職能・資格制度委員会ではこれを現在、作業の中心に置いている。

課題3：職能運動、後継者育成の自覚喚起

しかし、その知名度を誇るJIAの、設立目的の基軸の一つが建築家資格制度の確立であったこと、JIAはこの目標を、諸先達の努力の集積とともに受け継いでいること、これらは第1回に記したとおりである。

JIAの正会員になるということは、この目標を進んで分有するということであり、それが私たちが力を合わせるべき職能運動の基盤であることを忘れるわけにはいかない。そして目標である職能の確立は、後進建築家の育成、つまり次世代への継続性を保ってこそ達成される。

建築家資格制度というのは、つまるところは実務訓練を通じて建築家を育てるシステムである。これは世界に共通のことであり、現在の登録建築家の実績認定による資格取得が例外であって、こちらは後進建築家を育てる初代登録建築家を生むための便法に過ぎない。この点、詳しくは連載第3回に記す予定である。

課題4：一般名詞としての建築家との差別化

メンバーシップとライセンスの混同がどこで起こるかをもう少し見ると、①JIAの正会員となるには一級建築士取得後5年以上の業務歴、専門性、そして現正会員2名(入会后5年超)の推薦が必要なため、ある程度の能力担保を想定し得ると、②どちらも公益保護を目的としている、この2点から混同が起きやすいと思われる。

しかし定款は職能団体の入会水準を定めているだけで

あって「建築家」の排他的定義ではなく、実際、語法上も一般名詞の「建築家」の域を脱していない。

JIAは定款で「建築家」という語彙を無定義で使用するのみであったが、2003年、**建築家資格制度の形**でようやく**建築家とは何かを定義**した。この時点で初めて、世界が共通理解とする「建築家」がどのようなものが明確になり、日本語の一般名詞的概念との差異が明文化されたことは、改めて記しておくべき点であろう。

もとより日本での一般名詞としての「建築家」は、他者から贈られる称号であるか、自称「建築家」であるか、あるいはその双方かは別として、公益保護の指標ではない。

この一般名詞としての建築家と、登録建築家の語義の差別化が、今後の課題である。JIAが定款で言わんとする建築家が「自称建築家」でないことは自明であり、であれば直ちに登録建築家を指すようにしたいものである。

課題5：オープン化の実際を探る

この資格制度はUIA基準に則って登録建築家を個人資格と位置付けているため、実は2015年の改正時点から職域の制限は既に無い。その代わり、利益相反が生じる場合の依頼者への開示義務と、依頼者とその利益相反状態によって不利益を被らないことを建築家の責任で保証する義務、これらをUIAアコードのとおり課してある。

結果、実際面では、独立したアーキテクトとしての実務経験(これもUIA基準準拠)を資格申請の条件として課しているの、専業者以外にとってのハードルは高い。ゼネコン在籍者等で登録申請できるのは、過去に専業設計事務所での勤務経験の中で、通算5年以上の統括的立場での代表作品を3つ以上持っている場合のみであり、かつ、上記の開示義務と保証義務の遵守の誓約を課せられるため、極めて少数の申請しか想定され得ない。

一方、UIA基準に則る以上、これ以上の実際的なオープン効果を求めることはできない。UIA基準は、専業・兼業の垣根を単に外したのではなく、いかなる場合にも依頼者保護の(極めて)実質的な担保を求めているからである。したがって「利益相反を開示さえすれば良い」という誤解に基づいた資格付与と拡大の議論は成立しない。

■建築家資格制度への登録者数は、その目的からしても大幅な増加を目指すべきで、今後とも普及の工夫を重ねる必要がある。その場合、最も重要なのは、資格取得を容易にするために水準を下げたりはせず、**資格の質を維持し向上させる**ことであろう。

何よりも資格の意義は元来、建築と建築家の質の確保と、そのことによる公益保護にあるのだから。